

## 日本学生支援機構の奨学生であった皆様へ

本学での学業を終えられ、今はお元気でご活躍のことと存じます。

在学中に日本学生支援機構の奨学生であった皆様は、10月から奨学金の返還を開始されていることと存じます。

奨学金は口座振替により返還することとなっていますが、例年、最初の引き落としができない方がいるそうです。

最初の引き落としができないと、延滞となって、なかなか抜け出せなくなる恐れがあります。

そのようなことがないように、在学中からさまざまな機会に説明をし、資料を配付してきましたが、改めて《注意喚起》のために、お知らせいたします。

■あなたの返還金は、口座から、きちんと引き落とされていますか。

■口座振替の手続きを行っていないため、日本学生支援機構から請求書を受け取って、まだ支払いが済んでいないようなことはありませんか。

もう一度、ご確認ください。

万一、返還が困難な場合は、返還期限猶予制度や減額返還制度などの仕組みがありますので、至急、《日本学生支援機構の相談窓口》に電話してください。

■《日本学生支援機構相談窓口》 電話0570-666-301

(海外からの電話、一部携帯電話、一部IP電話 専用ダイヤル03-6743-6100)

ご相談の際には、奨学生番号をお忘れなく。

すでに返還中の方、在学届の提出や返還期限猶予などの手続きを済まされている方は、特に手続等は必要ありません。

平成28年度から各学校の貸与及び返還に関する情報が、日本学生支援機構のホームページ上で公開されることとなっています。

また、奨学生であった皆様の奨学金の返還金は、次の奨学金の原資となります。本学としても、後輩学生のため、皆様に格別の留意をお願いする次第です。

詳しいことを知りたいときは、<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/>